

解除の効果 宅建 H17-09-2 <<#525>>

【問】 正誤をつけよ。

売主が、買主の代金不払を理由として売買契約を解除した場合には、売買契約はさかのぼって消滅するので、売主は買主に対して損害賠償請求はできない。

【答え】 誤り

<<ポイント1>>

契約の解除により、その契約が初めから存在しなかったのと同様の状態に戻す効果を生じさせる。

⇒ 契約はさかのぼって消滅する

<<ポイント2>> 解除の効果

解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。（民法 545 条 4 項）